

# 川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者指定基準条例の一部改正等について ～市民の皆様から意見を募集します～

障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めた条例の一部改正等に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施します。

## 1 施行時期

令和3年4月1日（予定）

## 2 募集期間

令和3年1月29日（金）から令和3年2月10日（水）まで（13日間）

※令和3年4月に施行予定の障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者の人員、設備及び運営に関する基準等を定めた省令の改正に伴い、関連する条例の改正等を行うことが急務であるため、意見募集期間が30日未満となりました。

## 3 資料

川崎市障害福祉サービス等及び障害児入所・通所事業者指定基準条例の一部改正等の概要

## 4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

### (1) 電子メール（専用フォーム）

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

### (2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-3932（川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課）

### (3) 郵送・持参（書式自由）

郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

持参 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見は、お受けできませんので御了承ください。

※御意見に対する個別対応は致しませんが、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

## 5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

## 6 意見の締め切り

令和3年2月10日（水）（郵送の場合は当日必着です。）

※持参の場合は2月10日（水）の17時15分まで

## 7 問合せ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

電話：044-200-2927 FAX：044-200-3932

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

電話：044-200-2676 FAX：044-200-3932

川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健課

電話：044-200-3608 FAX：044-200-3932